

平成 28 年 8 月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

平成 28 年 8 月 3 日（水）午前 10 時 30 分より臼杵市役所野津庁舎（3 階）議事場において会長が 8 月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1 番 江藤 敏博 委員 2 番 後藤 益喜 委員 3 番 佐藤 政雄 委員 4 番 鶴田 茂資郎 委員

5 番 三浦 拙夫 委員 6 番 小橋 勇二 委員 7 番 姫嶋 正則 委員 8 番 長田 徳行 委員

9 番 遠藤 喜一 委員 10 番 赤峯 勝幸 委員 11 番 柳井 徳雄 委員 12 番 物延 亀一 委員

13 番 佐藤 幸子 委員 14 番 山下 幸延 委員 15 番 柳井 正二 委員 16 番 甲斐 徳 委員

17 番 足立 正徳 委員 18 番 堀 京子 委員 19 番 小川 一男 委員 20 番 足立 敏雄 委員

21 番 川野 健治 委員 22 番 中野 定重 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 和田 敬生 主幹

農林振興課

佐藤 忠久 総括課長代理 向井 一徳 主査

付議議案

議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 42 号 非農地証明願いについて

議案第 43 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 44 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

局 長 ただ今から総会を始めます。

局 長 これより議案について、ご審議を宜しくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、議事に先立ち、最初に委員の定足数の報告を局長が致します。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数 23 名中、本日は全員出席となっております。よって、臼杵市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告します。

議 長 次に議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

－ 「異議なし」 の声あり －

議 長 それでは、議席番号 6 番 小橋 勇二委員 議席番号 20 番 足立 敏雄委員に議事録署名委員をお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第 39 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 議案書 1 ページをご覧ください。議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条第 1 項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が、下記のとおりあったので提案する。平成 28 年 8 月 3 日 臼杵市農業委員会会長 疋田忠公

2 ページをご覧ください。番号 1、畑 138 m² 外 2 筆、合計 316 m²を耕地拡張のため所有権移転するものです。

番号 2、畑 72 m² を耕地の拡張のため所有権移転するものです。

番号 3、畑 690 m² 外 3 筆、合計 3,237 m²を耕地の拡張のため、所有権移転するものです。

番号 4、田 667 m² 外 8 筆、田合計 2,801 m²、畑 合計 2,437 m²を耕地の拡張のため、所有権移転するものです。

以上 4 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思っております。7 月 26 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 4 件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

甲斐
委員

甲斐より、7 月 26 日に実施しました議案第 39 号農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。番号 1 の申請についてです。売買により所有権移転するものです。申請地は 3 筆で、すべて適切に管理されている土地です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の申請についてです。贈与により所有権移転するものです。申請地は 1 筆で、適切に管理されている土地です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の申請についてです。売買により所有権移転するものです。申請地は 4 筆で、すべて適切に管理されている土地です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 の申請についてです。売買により所有権移転するものです。申請地は 9 筆で、すべて適切に管理されている土地です。3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域

との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。以上、3条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり決定することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 　次に、議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 　議案5ページをご覧ください。議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。平成28年8月3日 白杵市農業委員会会長 疋田忠公

6ページをご覧ください。番号1、畑 33㎡ 外1筆 合計120㎡を住宅用地として利用しているものです。追認案件であり、始末書が添付されています。農地の区分は3種農地となっています。

番号2、畑 480㎡ を一般住宅用地として利用しているものです。追認案件であり、始末書が添付されています。農地の区分は2種農地となっています。

番号3、田 564㎡ を一般住宅建設用地として利用するものです。農地の区分は2種農地となっています。

以上、3件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第4条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、4条申請3件について、ご提案申し上げます。

議長　それでは、事前に現地調査をしていただいていますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

佐藤
委員

私、佐藤より、7月26日に実施しました議案第40号 農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。番号1の申請についてです。申請地は2筆で一般住宅用地として利用してきました。追認案件でありますので、始末書も添付されています。審査項目にあります、立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類もそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号2の申請についてです。申請地は1筆で、一般住宅用地として利用してきました。追認案件でありますので、始末書も添付されています。審査項目にあります、立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類もそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号3の申請についてです。一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆で、適切に管理されている土地です。審査項目にあります、立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類もそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。以上、4条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

小 橋

委 員 面積は越しているが、問題ないのでしょうか。

次 長 4条申請の番号3の事になると思います。4月の総会の時に面積要件として500㎡以上と言われた案件があったと思いますが、500㎡以上、以下というのは甲種農地で判断されるものでありまして、1種農地、2種農地につきましては、特に何㎡以下でなければいけないというのは、ありません。その中で、面積というのは利用状況によって変わるものでありまして、特に利用状況、スペース等は問題なく処理されているかと思しますので、問題ないと思います。

法律上で言いますと、利用する状況、たとえば駐車場であったり、家であったり、その他家を建てる時の色々なスペース、そういったもので面積が500㎡を超えていても問題はないという事になっております。今回の案件につきましては、駐車場スペースが、家族が五名おりますし、お母さんが高齢であり介護をされるようなことがあれば、駐車場にスペースが必要になると思われま。また、犬を飼っております、職業が犬のトリマーでありまして、ドッグスペースもありまして、500㎡を超えている案件となっております。

小 橋

委 員 今の話については分かったけれども、今までは500㎡でやってきている。500㎡を超してもいいですよとするなら、基準値を決めなければならない。これまでは500㎡を超えていけば、過去何年も、問題が出てきている。農業委員が面積を基準値として判断するのはどこにあるのかと明確にしていかなければ、600㎡でも700㎡でも良いのかという話になってしまう。判断基準ができないと、今までは500㎡でなければダメとして、色々な話をしている。それを4月の総会の時に農振除外の時の職員の言い方がこういう事になっている。判断基準を抑えないと分からなくなっている。農業委員が総会として決める時に判断基準がどこかという事を明確にしていかないと600でも700でも1000でも良いのかという話になってしまう。そこだけはきちんと決めないと、極端な話1000㎡でも良いという事になってしまう。総会で議決するのだから、そこが曖昧だと、農業委員の価値がなくなってしまう。

次 長 事務局としては一般住宅は500㎡以下になるべく抑えるような形で行いたいと思っております。そういった中で、500㎡を超える案件については、超えることは法的に問題は無いのですが、農地の面積を潰すという事がありますので、精査をし、状況を聞きながら判断して委員会にかけたいと思います。面積要件の所は、確実にこれだと法的に明確にされていない中で、

500 m²に抑えるような形で事務局が受け取って、超す案件については状況について聞き取りながら進めたいと思っております。

小 橋

委員 そういう事はきちりしていかないと、いつもこうした質問が出て、それを議事録の中に全て落としているからおかしくなってくる。その時その時に考えるのではなくて、500 m²は良いんだとか、ある程度のものがないと、いつも出てきたときに、500 m²以下に抑えたいんだと、事務局が説明の度に付け加えていたら議案審議した議事録がおかしくなる。500 m²以下の縛りを取り払うなら取り払わないとおかしくなる。

議 長

面積は法律には関係ないのですが、農業委員会はこれまで500 m²以下という事で許可を出していますので、なるべく500 m²までという事で。

小 橋

委員 今まで500という認識でずっとやってきたので、理由を付けて案件を通すのはおかしい。

議 長

もしくは、500 m²という縛りを取り払うかです。

佐 藤

委員 1種、2種、3種農地、非農地とありますが、これらにも基準はあるのでしょうか。

和 田

主 幹 甲種農地の500 m²、農業家屋の1000 m²を基準として流用しています。

佐 藤

委員 法律に裏付けられているものではないのですか。

和田

主幹　　そうです。甲種農地が裏付けられて、500㎡を超えてはいけませんというのがあって、それを県が流用しています。県が際限なく600、700、800㎡と増えると、農地を守る観点からなるべく抑えたいので甲種の基準を流用しましょうという事になっています。それを県に確認した所、500㎡に拘らなくてもいいですよと回答を頂きました。

議長　　500㎡に拘らなくていいのならば、廃止にしないといけないのではないのでしょうか。

山崎

委員　　今までの考え方を委員がのけるという考え方で、やっていかないと、おかしい。これまでずっと何件もこういう議論をしてきた。極力受付は500とするけど、委員会の案としては500を取りやめるとしなければどうしようもない。

議長　　500㎡というのは、あくまでも指導するものであって、制限ではないことをこの場で決めてよいのではないですか。

足立

委員　　臼杵市農業委員会として時代によって検討しなければならない課題はあるわけで、再検討する案件を出したいと思っています。後でまた要望します。

議長　　ここで決めておかないと、審議ができないので、臼杵市農業委員会としては指導する立場としては500㎡以下ですけど、農業委員の皆さんが認めたら、良いということにしますか。そういうことにしますので、500㎡は目安という事でお願いします。他に質問ございませんか。

－質疑なし－

議長　　質疑が無いようですから、これで質疑を終ります。これより議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 — 「全員挙手」 —

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 41 号農地法 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 議案書 8 ページをご覧ください。 議案第 41 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用賃借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。 平成 28 年 8 月 3 日臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

9 ページをご覧ください。番号 1、畑 5.41 m² 外 1 筆 合計 11.03 m²を一般住宅用地として利用しているものです。追認案件であり、始末書が添付されています。農地の区分は 3 種農地となっております。

番号 2、畑 192 m²を一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっています。

以上、2 件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 2 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいていますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

佐 藤

委 員 私、佐藤より、7 月 26 日に実施しました議案第 41 号 農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号 1 の申請についてです。所有権移転をして一般住宅用地とするものです。申請地は 2 筆で、昭和 54 年 9 月 1 日より一般住宅用地として利用している土地です。追認案件であり、始末書が添付されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それ

ぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号 2 の申請についてです。所有権移転をして一般住宅用地とするものです。申請地は 1 筆で、適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

以上、5 条申請 2 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 　質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議長 　次に、議案第 42 号 非農地証明願いについて事務局より説明をお願いいたします。

次長 　議案 11 ページをご覧ください。議案第 42 号 非農地証明願いについて 非農地証明願いの提出が下記の通りあったので、提案する。平成 28 年 8 月 3 日 白杵市農業委員会会長 足田忠公

議案 12 ページをご覧ください。番号 1、畑 577 m² 外 2 筆 田 495 m²、畑合計 986 m²の土地については、昭和 60 年頃

より耕作されず原野化した土地です。

番号 2、畑 501 m² 外 1 筆 合計 546 m²の土地については、過去に転用許可を受け、目的通りに転用され非農地化された土地です。

以上、非農地証明願いについても、別紙、非農地証明願い申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載しておりますのでご覧ください。以上、非農地証明願い 2 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

甲 斐

委員 甲斐より、7月26日に実施しました議案第42号 非農地証明願いに関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。番号1の申請についてです。申請地は3筆で、昭和60年頃より耕作放棄され、雑木や竹等が生い茂り、原野化した土地です。審査項目については③に該当するものと判断します。

番号2の申請についてです。申請地は2筆で、過去に転用許可を受け、昭和42年にサツマイモ選果場及び販売所が建築され、目的通りに宅地に転用され非農地化した土地です。平成7年に取り壊され、現在は、更地になっています。審査項目については②に該当するものと判断します。以上、非農地証明 2 件について報告します。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第42号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認いたしました。

次に、議案第 43 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案 14 ページをご覧ください。議案第 43 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あったので提案する。平成 28 年 8 月 3 日 白杵市農業委員会会長 足田忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 8 号）「平成 28 年 8 月 3 日公告予定」1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は平成 28 年 7 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。田については、18,961 ㎡、30 筆です。畑については、8,750 ㎡、5 筆です。合計面積は、27,711 ㎡、35 筆です。次に貸手、借手ですが、貸し手が 12 人に対しまして、借り手は 4 人となります。2 ページ以降については白杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。以上、簡単ではございますが、平成 28 年 8 月 3 日公告予定の農用地利用集積計画（第 8 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 43 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 44 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

次 長 議案 15 ページをご覧ください。議案第 44 号農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

平成 28 年 8 月 3 日 臼杵市農業委員会会長 疋田忠公

なお、この案件につきましては、主管課が、農林振興課となっておりますので、農林振興課より説明いたします。

向井主査 議案第 44 号農用地利用配分計画案について説明します。資料を別冊で用意していますのでそちらをご覧ください。

今回は、4 地区の配分計画の意見聴取をお願い致します。1 件目と 2 件目続けてご説明いたしますので、別冊資料の 1 ページと 2 ページをご覧ください。まず 1 件目、畑 4 筆合計 42a を認定農業者に配分するものです。続けて 3 ページ、4 ページをご覧ください。畑 1 筆 45a を配分するものです。この 2 地区の配分計画案については過去から借手者が耕作を続けている農地であり、地権者さんの意向に基づいて中間管理事業で借り受けるものです。賃料については、旧契約の金額をそのまま引き継いでおります。続けて 5 ページ、6 ページをご覧ください。畑 1 筆 27a を認定新規就農者に配分するものです。賃料につきましては、地権者と耕作者の同意に基づき反当 11000 円の設定をしております。続けて 7 ページから 9 ページをご覧ください。地権者と借受者が協議して、地区の水田をまとめて利用権設定するものです。地権者 7 名の田 21 筆合計約 76a を認定農業者に配分するものです。本件につきましては、畜農地権者の合意と利用権設定をして行うものであり、使用貸借の設定となっております。以上、4 件の配分計画についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これより議案第 44 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 11：30）